

市・県民税の申告期限の延長について

令和3年度市・県民税の申告期限について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年4月15日（木）まで延長しますのでお知らせします。

所得税の確定申告の申告期限の延長については国税庁のHPでご確認ください。
(<https://www.nta.go.jp/>)

1 申告期間の変更

(変更前) 令和3年3月15日（月）まで

(変更後) 令和3年4月15日（木）まで

2 申告受付会場

申告の日程により、受付会場が異なります。事前に確認の上ご来場ください。

各会場の申告受付初日は非常に混雑します。入場整理券の配布により混雑緩和に努めますが、2日目以降の来場をご検討ください。市・県民税の申告は、郵送でも提出が可能です。感染リスク軽減の観点から、郵送での申告を推奨しています。

※ 郵送での提出方法は市ホームページでご確認ください。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/zeikin/jyuminzei_kojin/1013124/index.html

[2月16日（火）～3月15日（月）に申告する場合]

申告期限の延長に伴う受付会場の変更はありません。広報さがみはら（令和3年2月1日号）や、相模原市のホームページを参照ください。

[3月16日（火）～4月15日（木）に申告する場合]

	申告受付窓口	受付時間
緑 区	緑市税事務所（緑区合同庁舎5階）	午前8時30分 ～午後5時
中央区	市民税課（市役所第2別館1階）	
南 区	南市税事務所（南区合同庁舎3階）	

※ 土曜日、日曜日、祝日の受付は行っていません。

※ 城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンターでも申告が可能です。

※ 3月16日（火）以降、所得税の確定申告は相模原税務署での受付となります。

3 3月16日（火）以降に確定申告書を提出する場合のご注意

申告期限の延長に伴い、3月16日（火）以降に、所得税の確定申告書等を提出する場合、その内容が市・県民税の税額計算に反映されていない可能性があります。また、市・県民税額から算定される各種保険料等にも影響が生じる場合もあります。処理が済み次第、次の納期以降で反映し、市・県民税額等に変更が生じた際は、税額決定（納税）通知書等によりお知らせします。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問い合わせ先
担当 市民税課
電話 042-769-8221

令和3年度 市・県民税申告のお知らせ

令和3年度 市・県民税申告は3月15日(月)までにお願ひします!

● **新型コロナウイルス感染防止の観点から、ご自宅からの郵送による申告をお願いします。**
詳しくは、裏面をご覧ください。

申告が必要な人早見表

スタート 相模原市に住んでいる 令和3年1月1日現在 はい 令和2年1月〜12月にどんな収入がありましたか?	主に年金所得 (遺族年金・障害年金は含まない)	年金収入の額が400万円以下 追加する所得控除がない ① 追加する所得控除がある ② 他の所得が20万円以下 ② 他の所得が20万円を超える ③ 年金収入の額が400万円を超える ③	① 申告不要 市・県民税の申告、所得税の確定申告の必要はありません。 *令和3年度の市・県民税は給与支払報告書、公的年金支払報告書に基づいて計算されます。
	主に給与所得	1か所からの給与収入のみで 年末調整しており 年末調整の内容に変更がない 他の所得がない ① 他の所得が20万円以下 ② 他の所得が20万円を超える ③ 次のような場合 ◆2か所以上から給与の支払いを受けた ◆年末調整が済んでいない ◆年末調整の内容に変更がある ◆医療費控除がある ◆新規に住宅借入金等特別控除を受ける ◆給与収入が2千万円を超える ③	② 市・県民税申告 市・県民税の申告をする必要があります。 *所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
	営業・農業・不動産・雑・一時所得などがある人	所得金額(収入-経費)より所得控除額が多い ② 所得金額(収入-経費)より所得控除額が少ない ③	③ 確定申告 所得税の確定申告をする必要があります。
	非課税所得のみ (遺族年金・障害年金・失業給付金など)か、収入なし	市内に在住する親族の税金上の扶養になっている ① 誰の税金上の扶養にもなっていない または 市外在住の親族に扶養されている ②	

*令和3年1月1日に相模原市に住んでいないが、住民票がある場合、その旨の市・県民税申告を提出してください。○この表は目安であり、ご自身の状況によって、適切な申告方法が異なることがあります。

受付会場

新型コロナウイルス感染症対策のため、各会場への入場は「入場整理券」が必要です。
 入場整理券は、各会場の開場30分前(高相合同庁舎は45分前)から配付します。混雑の緩和のため、配付時間前の来場はご遠慮ください(市役所・緑区合同庁舎は除く)。
 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早めに締切る場合があります。
 *昨年度と受付期間、受付時間が変更となっていますので、ご注意ください。
 なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況に配慮し、受付期間・時間などを予告なく変更する場合があります。

【相模原市役所】

ところ	とき
相模原市役所 会議室棟1階 第1会議室 (中央区中央2-11-15)	2月16日(火) ~ 3月15日(月) *土・日曜日、祝日は除く 午前9時~ 午後4時
相模原市役所 第2別館1階 (市民税課) (中央区中央2-11-15)	2月21日(日) 2月28日(日) 午前9時~ 11時30分 午後1時~ 4時 *受付時間外は入場できません。

【県・市合同庁舎】

*土曜日・日曜日・祝日は除く

ところ	とき
神奈川県高相合同庁舎 4階特設会場 (南区相模大野6-3-1) (確)	2月16日(火) ~ 3月15日(月) 午前9時30分~ 午後3時30分 午前9時~ 午後4時
相模原市緑区合同庁舎 5階会議室5-1 (緑区西橋本5-3-21) *確定申告は提出のみ	

【緑区総合事務所等】

*土曜日・日曜日・祝日は除く

ところ	とき
津久井総合事務所 3階第1会議室 (緑区中野633) (確)	2月16日(火) ~ 3月1日(月)
相模湖総合事務所 1階A・B会議室 (緑区与瀬896) (確)	2月17日(水) ~ 2月19日(金)
藤野総合事務所 4階大会議室 (緑区小淵2000) (確)	3月1日(月) ~ 3月3日(水)
城山総合事務所 第1別館2階 B会議室 (緑区久保沢1-3-1) (確)	3月3日(水) ~ 3月15日(月)
青野原出張所 会議室 (緑区青野原1250-1) (確)	3月4日(木)
鳥屋地域センター 1階 (緑区鳥屋1064) (確)	3月5日(金)
青根出張所 2階会議室 (緑区青根1372-1) (確)	3月8日(月)

- ・ 駐車場が少ないため、公共交通機関での来場にご協力をお願いします。
- ・ 各受付会場に関することについては、市民税課にお問い合わせください。
- ・ 確定申告については、表中の「(確)」印のある受付会場で、A申告(給与所得、雑所得(年金等)、配当所得、一時所得のみで住宅借入金等特別控除の追加をしない人)のみ電子申告による作成補助を行います。持参した申告書類の内容確認がある場合は電子申告による作成をご案内します。なお、申告書類の提出のみであればA申告以外もお預かりいたします。
- ・ 緑区合同庁舎では、確定申告書の書き方についてのご質問にはお答えできません(提出のみであればお預かりいたします)。

●市・県民税申告をするために準備するもの（必要書類等）

1 収入のわかる書類

- 源泉徴収票（給与・年金） ○支払証明書 ○支払調書 など
（給与・年金所得以外で必要経費がかかった場合は、収入と必要経費のわかる書類）

2 所得控除額がわかる書類

- 社会保険料（国民健康保険税、国民年金、介護保険料など）の納付額がわかる書類
- 生命保険、地震保険などの控除証明書
- 寄附金の領収書 ○医療費控除の明細書 ○障害者手帳 など
（医療費控除は、領収書の添付及び提示のみでは、申告することはできません。医療費控除の明細書を作成してください。明細書は市ホームページからもダウンロードできます）

3 本人確認書類

- 個人番号（マイナンバー）のわかる書類
 - ・マイナンバーカード（裏面）
 - ・マイナンバーが記載された住民票
 - ・通知カード※1 など
- 身元が確認できる書類
 - ・マイナンバーカード（表面）
 - ・運転免許証
 - ・パスポート など



※1 通知カードは令和2年5月25日以降、記載事項の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合に使用できます

4 印鑑

●郵送による市・県民税の申告

1 申告書の作成

◎パソコンやスマートホンなどで申告書を作成する場合

- ①市のホームページか、右下のQRコードから市・県民税（住民税）試算システムにアクセスし、必要事項を入力してください。
- ②提出用の申告書を印刷してください。

◎手書きで申告書を作成する場合

- ①次のいずれかの方法で市・県民税の申告書を用意してください。
 - ・市のホームページから申告用紙を印刷する。
 - ・次の窓口で受け取るか、市民税課に郵送の依頼をする※2。

配布窓口 市民税課、緑・南市税事務所、城山・津久井・相模湖・藤野まちづくりセンター

- ②手書きで申告書を作成してください。

2 同封する必要書類を確認する

- ①収入のわかる書類、所得控除額がわかる書類、本人確認書類の写し
- ②申告の控えが必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒

3 申告書を郵送する

作成した申告書に押印して、必要書類を同封し、市民税課に郵送してください。

※2 前年度の実績により、必要と思われる方には2月上旬に申告書を郵送します。

◎所得税の確定申告は、相模原税務署で受け付けます。

◎確定申告書はe-Tax（電子申告）や郵送での申告が便利です。

詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。
<http://www.nta.go.jp/>



国税庁ホームページ

申告受付会場での新型コロナウイルス感染防止策と来場される方へのお願い

～会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- ・できる限り少人数でお越しください。
- ・マスク着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力ください。
- ・検温をしていただき、37.5度以上の発熱が認められる方や、体調のすぐれない方は来場をお控えください。
- ・会場の換気のため窓を開放しますので、暖かい服装でお越しください。

送付先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市役所 市民税課賦課班
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/>



相模原市
ホームページ



市・県民税（住民税）
試算システム